

4月・5月・6月は 狂犬病 予防注射 月間です



狂犬病の予防注射は 飼い主の義務です

犬の飼い主は、狂犬病予防法で定められた
事項を守ってください。

飼い犬の登録

飼い犬を登録する目的は、犬の所有者を明確にすることです。これにより、どこに犬が飼育されているか把握することができ、狂犬病が発生した場合や災害時に、迅速かつ的確な対応をとることができます。

生後 91 日以上の犬の飼い主の方は、お住まいの市町窓口や動物病院へお問い合わせの上、登録手続きをしてください。

登録は 1 頭の犬について、基本的に生涯 1 回ですが、引っ越しをした場合等には移転先の市町窓口への届出が必要です。

狂犬病 予防注射の接種

狂犬病は、感染後、発症すると治療することができません。しかし、予防注射をすることで発症を予防することができます。

飼い犬に予防注射を受けさせることで犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所の住人や他の動物への感染を防止できます。狂犬病予防注射はお住まいの市町が行う集合注射、または動物病院で接種することができます。

令和 2 年度の集合注射の日程は、石川県獣医師会ホームページをご覧ください。

鑑札と 注射済票の装着

お住まいの市町や動物病院で犬の登録や狂犬病予防注射の手続きをすると、登録をした際には「鑑札」、狂犬病予防注射の接種を受けた際には「注射済票」が交付されます。

この鑑札と注射済票は、登録された犬もしくは狂犬病予防注射を受けた犬であることを証明するための標識ですので、飼い犬に着けておかなければいけません。鑑札には登録番号が記載されていますので、もしも飼い犬が迷子になっても、装着されている鑑札から確実に飼い主の元に戻すことができます。

お問い合わせ

公益社団法人 石川県獣医師会

石川県金沢市才田町戊 324-3 電話 076-257-1400 Email : ishijuu@ace.ocn.ne.jp